

# 令和3年度前期選抜募集要項

福島県立白河実業高等学校

所在地 〒961-0822 白河市瀬戸原6の1

電話 0248 (24) 1176

## 1 募集定員

課程	大学科	小学科	募集定員	備考
全日制	農業	農業科	40	①特色選抜における募集定員は、各小学科の募集定員の5%程度とする。
	工業	機械科	80	
		電気科	40	②一般選抜における募集定員は各小学科の特色選抜による合格者を含む。
		電子科	40	
	商業	情報ビジネス科	40	

## 2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)

(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

## 3 出願方法

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 4 併願の取扱い

(1) 同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

(2) 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

(3) 特色選抜の出願は、本校の1小学科に限るものとし、第二志望は認めない。

(4) 一般選抜の出願において、工業に関する学科を志願する者については、当該学科に属する小学科間において第二志望までの併願を認める。大学科間の併願は認めない。

## 5 出願期間

令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、下記のとおりとし、事前に本校校長に連絡する。

- ・ 速達・書留とする。
- ・ 返信用封筒(長形3号に404円(簡易書留の料金)分の切手を貼付し、志願者の住所、氏名を記入したもの)を同封する。
- ・ 令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。

## 6 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 入学願書（福島県教育委員会において作成したもの）

② 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校ホームページより両面印刷したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

### (2) 上記（1）以外の者

① 入学願書（上記（1）①と同じ）

② 特色選抜志願理由書（本校ホームページより両面印刷したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

③ 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

⑤ 受験票用紙（福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

(3) 中学校校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（福島県教育委員会において作成したもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。

郵送の場合には、2月17日（水）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
  - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類  
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
  - ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けたときには、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 10 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
  - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた場合、本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
  - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。  
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 12 出願の特例措置

県外からの出願

保護者の転勤等に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記8の（2）を準用する。

## 13 選抜方法・選抜資料

### (1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに特色検査（実技）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。なお、学力検査の各教科の満点を50点とする。

### ○志願してほしい生徒

本校は、農業、工業、商業の3大学科、5小学科を持つ、西白河地区唯一の専門高校である。

それぞれの学科において、将来、専門的な知識・技術を生かし、地域社会に貢献できるスペシャリストの育成を目指し、全ての生徒に各専門分野での基礎・基本の定着を図ることを目的として教育を行っており、次のような生徒を求めている。

学習成績が優良であり、スポーツ活動の実績または優れた資質を有し、入学後も継続して活動することを確約する者。

ただし、出願できる部（種目）は下記のとおりである。（自転車競技の場合は、未経験者でも出願できる。）

野球				男子のみ
バレーボール	卓球	柔道	自転車競技	男女
水泳	剣道	硬式テニス	バドミントン	

学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査
5教科とする。	本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。	個人面接を実施する。 面接については、点数化し、30点満点とする。	実技を実施する。実技については、各種技能や基本的な身体能力をみる。実技については30点満点とする。

注) 実技を行う種目の中には、持久力や瞬発力を測るものもあるため、事故防止の観点から、予め医師の診断を受けるなど体調管理には万全を期すこと。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。なお、学力検査の各教科の満点を50点とする。

選 抜 資 料			学力検査と調査書の成績の比重
学 力 検 査	調 査 書	一 般 面 接	
5教科とする。	「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。	集団面接を実施する。 志願者の適正と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。 面接については、段階評価する。	同等とする。

14 特色選抜の学力検査及び特色面接、特色検査（実技）

(1) 学力検査

①日時 令和3年3月3日（水）午前9時～午後3時10分

②日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	点呼 諸注意	入室	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	

○ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 特色面接、特色検査（実技）

①日時 令和3年3月4日（木）午前9時～午後12時30分（予定）

②日程 9:00～ 特色面接、面接終了後に実技

種目ごとの詳しい日程については、令和3年2月22日（月）までに本校ホームページ上で発表し、あわせて中学校長あてに郵送で連絡する。

(3) 会場 白河実業高等学校

15 一般選抜の学力検査及び面接

(1) 日時 令和3年3月3日（水）午前9時～午後4時35分（予定）

(2) 日程

8:15	8:30	8:40	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:25	16:35
受付	点呼 諸注意	入室	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	一般面接	

○ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

○ 面接は、集団面接とする。

(3) 会場 白河実業高等学校

16 合格者発表

(1) 令和3年3月15日（月）正午以降に本校敷地内で発表する。

(2) 合格者には、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。なお、合格者は、午後2時までに合格通知書等を受領すること。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 17 追検査等の実施

追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Eの5パターンがあります。下記の(1)、(2)に追検査等について、開始時間と終了時間の目安、各検査の順序を記載しております。なお、実際の受験者数によっては、終了時間が変更になる場合があります。

	前期選抜受験状況		追検査等	出願状況
	一般選抜	特色選抜		
A	欠席		一般選抜	一般選抜のみ
B		欠席	学力検査と特色面接・検査	特色選抜のみ
C	欠席	受験	一般選抜	一般選抜と特色選抜
D	受験	欠席	特色面接・検査	
E	欠席	欠席	一般選抜と特色面接・検査	

(1) A、C、Dの場合

9:00		14:45		15:55	
A		※入学者選抜実施要綱により		一般面接	
C		学力検査の追考査を実施			
9:00		12:00			
D		特色面接	特色検査 (実技)		

(2) B、Eの場合

9:00		14:45		18:00	
B		※入学者選抜実施要綱により		特色面接	特色検査 (実技)
		学力検査の追考査を実施			
9:00		14:45		18:00	
E		※入学者選抜実施要綱により		特色面接	特色検査 (実技)
		学力検査の追考査を実施			

※特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

## 18 その他

(1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(4) 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害(当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

(5) 本要項に記載されていない事項については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。